作成日：令和８年９月10日

令和７年度
自己点検評価表

「専修学校における評価ガイドライン」（改訂版）対応

学校法人名：　　二本松学院
学　校　名：　　<専>京都建築大学校

◆修学支援制度の認定　☑ 有　□ 無

◆大学院入学資格（高度専門士が付与される専門課程）　☑ 有　□ 無

◆外国人留学生キャリア育成促進プログラム認定　□ 有　☑ 無

◆職業実践専門課程の認定　☑ 有　□ 無
認定課程名称：工業専門課程

目次

項目１　教育理念・目的・目標 1
　１－１.教育理念、目的及び目標の設定等 1
項目２　教育課程・教育の実施・学修成果 2
　２－１.教育課程の編成と授業科目 2
　２－２.教育の実施 3
　２－３.単位・卒業認定 5
　２－４.学修成果目標の達成状況 6
項目３　学生の受入れ・学生支援 8
　３－１.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 8
　３－２.自主的な学習の促進に対する支援 10
　３－３.多様な学生に対する支援 11
　３－４.学生生活に関する支援 12
項目４　教育実施組織・教員 17
　４－１.教員の配置、募集、採用 17
　４－２.教員の組織編成等 19
　４－３.教員の資質の向上 20
項目５　教育環境 22
　５－１.教育環境の整備 22
　５－２.安全対策、防災組織 24
　５－３.施設・設備等の点検、改善等 26
項目６　教育活動の基盤と改善・向上の取組 27
　６－１.中期事業計画と財務基盤 27
　６－２.学校運営 30
　６－３.学校評価の実施と改善活動 30
　６－４.社会からの理解と情報の公表 33

評価点数

３：基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

２：基準をおおむね満たしている

１：基準を満たしておらず改善が必要

項目１　教育理念・目的・目標

１－１.教育理念、目的及び目標の設定等

評価の基準

教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。

① 項目１－１の自己判定
　　評価３

② 現在の取り組み状況
　本校では、「社会から求められる即戦力となる人材の育成」を教育理念として掲げ、専門的な知識・技術の修得だけでなく、実社会で活躍するために必要な能力を備えた人材の育成を目指している。
　この教育理念を踏まえ、独自の教育システムを通じて、専門資格の取得に必要な知識・技術を修得させるとともに、実社会で必要となる倫理観や人間力を備えた人材を育成することを教育目的として定め、専門教育と社会人として必要な資質・能力の育成を両立させた教育を実施している。
　また、教育目標として、社会の動向や業界の変化を見据えながら教育システムを継続的に改善・構築し、時代のニーズに適応できる人材を安定的に輩出することを掲げている。
　教育内容についても、社会や産業界の変化を踏まえて継続的に見直しを行い、学生が卒業後に実社会で活躍できるよう教育の充実を図っている。

【参考資料】
・学校案内パンフレット
・募集要項
・ホームページ　https://kasd.ac.jp/about/

③ 課題及び今後の改善方策
　学生が本校の教育理念・教育目的・教育目標をより深く理解し、自らの学習や将来の進路と結び付けて捉えられるよう、これらの内容をより分かりやすく整理し、学生に提示することが課題である。
　今後は、入学時の説明や学生向け資料等を活用し、教育理念等の周知を充実させることで、学生の理解を深めるとともに、教育目標を意識した学習につなげていく。

項目２　教育課程・教育の実施・学修成果

２－１.教育課程の編成と授業科目

評価の基準

学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。

① 項目２－１の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学校の目的・目標及び養成する人材像を踏まえ、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会等からの意見を取り入れながら、建築業界における実務や資格取得を見据えた実践的な教育課程を編成している。建築分野に必要となる専門知識・技術を基礎から段階的に修得できるよう授業科目を配置するとともに、資格取得を見据えた教育を行うことで、卒業後の実務につながる知識・技術を体系的に修得できる教育課程としている。

本校の教育課程を修了することで、二級建築士及び木造建築士については、合格後の実務経験を要せず登録が可能となるほか、一級建築士についても、通常必要となる４年間の実務経験が４年制課程修了者は２年間に短縮されるなど、教育課程と卒業後の資格取得・実務とのつながりを明確にしている。

また、建築科から建築学科等へ編入した学生については、在学中に一級建築士、二級建築士及び木造建築士の受験・合格を目指すことができる。さらに、建築業界における ICT 化やデジタル技術の進展など社会のニーズを踏まえ、学生の PC スキルの向上にも取り組んでいる。対面授業を補完するため、Google Classroom も活用し、学生が授業内容を繰り返し確認しながら自主的に学習できる環境を整えている。

【参考資料】

・教育課程編成委員会議事録（記録）
・学校関係者評価委員会評価書
・学則（別表）
・指定科目一覧表
・学生要覧
・学校案内パンフレット

③ 課題及び今後の改善方策

教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会等から得られた意見を教育課程の改善に継続的に反映し、より実践的で効果的なカリキュラムとなるよう充実を図ることが課題である。また、学生の学習意欲や能力には個人差があることから、学生一人ひとりの到達状況に応じた段階的な指導や、きめ細かな学習支援の充実を図る必要がある。特に、資格取得については、学生が資格取得の意義や卒業後の実務とのつながりを理解し、早い段階から明確な目標を持って学習に取り組めるよう、継続的な意識付けを行っていく。

さらに、資格取得に必要な知識・技能の修得と、建築業界で求められる実践的な実務力の養成とのバランスを常に意識し、外部からの意見や社会・業界の動向を踏まえながら、教育課程の内容や指導方法について継続的な検証と改善を行っていく。

２－２.教育の実施

評価の基準（1）

授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習、又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること

① 項目２－２－（1）の自己判定
評価２

② 現在の取り組み状況

即戦力となる「建築のプロ」を育成するため、実習・演習を重視した教育課程を編成しており、実習・演習の授業を全体の 50%以上確保している。1・2 年次及び 3 年次前半では、建築士等の主要な資格取得を見据えた知識・技術の修得を中心に授業を行い、3 年次後半から 4 年次にかけては、希望者を対象にゼミ活動等を通じた自由度の高い設計・創作活動を行うほか、一級建築士レベルの学習に取り組むことができる。

授業においては、一級建築士をはじめ実務経験が豊富な教員が基礎から実践まで指導しており、初心者を対象とした教育にも対応できるよう、製図・測量では少人数によるグループ指導を行い、CAD についても複数の教員による指導体制を整えている。教材・設備についても、実務や資格試験を見据えた環境を整備しており、IT・CAD 実習室には約 200 台のコンピューター、製図実習室には約 200 台の平行定規製図版を備え、建築士の国家試験対策においても実際の試験を想定して平行定規製図版を使用している。

成績評価については、各教科の成績評価及び単位認定の方法を明文化し、定められた基準に基づき評価を行っている。評価にあたっては、認定会議等において複数の教職員が確認することで、担当者による独断的な評価とならないよう、客観性及び評価の統一性の確保に努めている。また、入学前に履修した科目や他の教育機関における履修についても、学則に基づき単位認定の手続きを定め、必要に応じて会議を開催して認定を行っている。さらに、GPT・GPA による評価基準を採用し、学生の学

修状況を客観的に把握・評価できる仕組みを整えている。

【参考資料】

・学校案内パンフレット
・ホームページ
・各教科成績評価表（GPT、GPA）
・学生要覧
・時間割表

③ 課題及び今後の改善方策

建築業界では全国的に CAD 等を用いた PC による設計・製図が主流となっている。一方、建築士試験においては手描きによる製図能力も求められることから、今後も建築士試験に対応できる手描き製図の指導力を維持・向上させていくことが課題である。そのため、手描きによる製図技術と指導力を備えた若手教員の確保及び育成を進め、これまで培ってきた指導ノウハウを継承していく必要がある。

また、科目担当教員が多い教科や実習科目においては、担当者による評価のばらつきが生じないよう、評価基準や評価方法の共有・確認を継続的に行い、全クラスにおける成績評価の客観性・公平性・均等性を確保することが課題である。今後は、評価基準の明確化と教員間での認識共有を進めるとともに、成績評価の状況を継続的に確認し、必要に応じて評価方法の見直しを行うことで、評価の統一性を維持していく。

評価の基準（2）

企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。

① 項目２－２－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

企業・業界等との連携を踏まえ、実務に即した教育を行うため、建築士会やインテリアプランナー協会等の業界団体に所属する実務経験豊富な者を教員として迎え、専門的な知識・技術を活かした指導を行っている。また、即戦力となる人材の育成を目指し、時間割全体の 50%以上を実習・演習に充て、設計、製図、CAD 等の実践的な授業を重点的に実施している。

さらに、建築士資格の取得を見据え、建築士受験に必要な指定科目について、必要な授業時間及び単位数を十分に確保するとともに、資格取得と実務能力の修得を両立できる教育課程を編成している。

【参考資料】
・時間割（建築科、建築学科）
・年間予定表（建築科、建築学科）
・指定科目一覧表
・入学案内パンフレット（教員紹介ページ）

③ 課題及び今後の改善方策

各資格試験の合否結果や学生の成績等を分析し、授業内容や学生の理解度、指導方法について検証・考察を行うことで、資格取得状況を教育内容の改善につなげていくことが課題である。また、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会等から得られる業界関係者・外部有識者の客観的かつ中立的な意見を積極的に取り入れ、実務で求められる知識・技術や社会の変化を踏まえながら、より実践的で効果的な授業内容となるよう継続的な改善を図る。

資格取得と実務能力の修得の両立を意識し、学生の理解度や学習状況に応じた指導方法についても検討を重ね、教育の質の向上につなげていく。

２－３.単位・卒業認定

評価の基準

学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。

① 項目２－３の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

卒業認定については、学則及び学生要覧に卒業認定要件を明記し、学生に周知している。また、建築技術教育普及センターに申請した建築士試験受験要件の指定科目を中心に教育課程を編成し、建築士資格の取得に必要な知識・技術の修得を図っている。

また、カリキュラムについては、2 年制課程の修了時に建築士試験の受験資格を得られるよう、必要な指定科目を確実に履修できるカリキュラムを編成し、卒業認定にあたっては、定められた卒業要件及び単位修得状況等を確認した上で、所定の手続きを経て認定を行っている。

【参考資料】
・学則
・学生要覧
・成績判定表

③ 課題及び今後の改善方策

科目担当教員が複数いる授業や実習科目において、担当者による評価のばらつきを抑え、評価基準の統一性及び客観性を維持することが重要である。また、学生数が多く複数のクラスに分かれて授業を行う科目についても、クラス間で成績評価に差が生じないよう、公平性・均等性を確保する必要がある。

今後も、全教員会議や各科目の担当者間での打合せ等を通じて評価基準や評価方法について共通認識を形成するとともに、非常勤講師を含む担当教員への周知を徹底し、評価基準の統一とその維持を図る。

また、必要に応じて評価方法や基準の見直しを行い、継続的に成績評価の適正化を進めていく。

２－４.学修成果目標の達成状況

評価の基準（1）

卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。

① 項目２－４－（１）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

本校では、卒業認定方針を踏まえ、学科ごとに職業能力を含む資質・能力の修得目標を設定し、それぞれの目標に応じた教育課程を編成している。建築科では、修了時に建築士の受験資格を取得できることを基本的な目標とし、建築に関する専門知識・技術の修得に加え、色彩検定、福祉住環境コーディネーター、2 級インテリア設計士、二級建築施工管理技士等の資格取得につながる学習を段階的に行っている。建築学科では、1・2 年次に建築科と同様の基礎的な知識・技術を修得した上で、3・4 年次には一級建築士・二級建築士の合格を見据えた学習を行うとともに、インテリアプランナー等の資格取得に向けた、より高度な専門教育を実施している。このように、各学年において修得すべき知識・技術を段階的に設定し、基礎から応用・実践へと専門性を高める教育を行っている。

これらの目標の達成状況については、各科目の成績評価や資格試験の合格状況等を通じて確認しており、二級建築士をはじめとする各種資格において、毎年多数の合格者を輩出している。また、成績優秀者や卒業設計において優れた成果を上げた学生を卒業時に表彰するなど、学生の学修成果を評価し、さらなる学習意欲の向上につなげている。

【参考資料】
・学校案内パンフレット
・学生要覧
・卒業式次第
。ホームページ

③ 課題及び今後の改善方策

資格取得に必要な知識・技術を修得するためには、学生自身の学習意欲を継続的に維持することが重要である。特に、資格試験に向けた学習は長期間にわたるため、学習の進捗や成果が実感できず、途中で意欲が低下する学生もいる。そのため、資格取得の意義や卒業後の進路との関連を明確に示し、学生が具体的な目標を持って学習に取り組めるよう、継続的な動機付けを行う必要がある。

資格試験の合格実績や先輩学生の事例等を活用しながら、資格取得が将来のキャリア形成につながることを学生に伝えるとともに、学習状況や到達度を把握し、必要に応じて個別の声掛けや学習支援を行うなど、学生の意欲を維持・向上させるための取組を進めていく。

また、資格取得だけでなく、設計課題や卒業設計等の成果についても適切に評価し、学生が自身の成長を実感できる機会を設けることで、継続的な学習意欲につなげていく。

評価の基準（2）

学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。

① 項目２－４－（２）の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

本校では、学生が希望する進路を実現できるよう、就職活動の各段階に応じた進路支援体制を整備している。建築業界の有力企業と連携した学内企業説明会や就職セミナー、卒業生（OB）による説明会を実施するとともに、年６回の就職ガイダンスを開催し、学生が自らの進路について具体的な目標を設定できるよう支援している。また、企業の採用スケジュールに合わせ、業界研究、企業説明会への参加、エントリー方法、企業訪問時の留意事項等について段階的に指導している。

進路指導においては、学生の所属学科、取得資格、就職活動の時期等に応じて指導内容を整理し、自己分析、応募書類の添削、面接指導、ポートフォリオ作成等について個別に支援を行っている。進路指導室には経験豊富な職員３名を配置し、フルタイムで学生及び企業からの相談に対応するとともに、月次で内定状況を学内共有することで、学生の進路決定状況を継続的に把握している。

さらに、本校は建築業界に特化した教育機関として、建築関連企業との長年にわたる信頼関係を活かした求人開拓を行っているほか、放送大学との連携による学士号取得の機会を設けるなど、就職だけでなく進学を含めた多様な進路の実現を支援している。これらの取組により、学生一人ひとりの希

望や適性に応じた進路選択を支援し、安定した就職実績につなげている。

【参考資料】
・学校案内パンフレット
・ホームページ
・進路決定一覧表
・就職ガイダンスレジュメ

③ 課題及び今後の改善方策

学生が自主的に就職活動を進める場合、学校への相談や報告が十分に行われず、活動状況の把握や適切な時期での助言が遅れる場合がある。そのため、学生の主体的な活動を尊重しつつ、就職活動の進捗を早期から把握し、必要な時期に適切な支援につなげられる体制をさらに整備する。

また、本校では資格取得に向けた学習を重視しているため、資格試験の学習時期と就職活動の時期が重なることが課題となっている。資格取得に必要な学習時間を確保しながら、学生が早い段階から就職を意識して準備できるよう、就職ガイダンスの実施時期や内容を見直し、業界研究や自己分析等の準備を早期から段階的に行うことで、円滑な就職活動につなげていく。

さらに、大学院等への進学に関する情報提供についても早期から行い、希望する学生が十分な情報を得た上で自身の進路を選択できるよう支援する。今後も学生一人ひとりの希望や適性を踏まえた進路支援を充実させ、就職・進学を含めた多様な進路の実現を図っていく。

項目３　学生の受入れ・学生支援

３－１.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

評価の基準（1）

入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。

① 項目３－１－（１）の自己判定
評価２

② 現在の取り組み状況

本校では、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定め、建築・インテリア分野に深い関心を持ち、将来、建築等の分野におけるプロフェッショナルを目指す意欲を有するとともに、本校の教育理念を理解し、専門的な知識・技術の修得に主体的に取り組むことができる人材を求めている。また、

建築士等の資格取得に意欲を持って取り組む学生を受け入れる方針としている。このアドミッションポリシーは募集要項やホームページに掲載し、入学希望者に対して明示している。

入学者選考においては、アドミッションポリシーに基づき、面接や志望動機書等を通じて、建築・インテリア分野に対する関心や学習意欲、コミュニケーション能力等を確認している。建築学科については、より高度な専門教育を行い、高度専門士の取得を目指す課程であることから、学科試験やこれまでの成績等も選考材料とし、入学後の学修に必要な基礎的な能力を含めて総合的に選考を行っている。

また、入学者選考の公平性・客観性を確保するため、選考に携わる担当者を限定するとともに、選考項目を明確に設定し、一定の基準に基づいて選考を行う体制を整備している。さらに、オンラインによる入学試験についても、適切な環境を整備し、公平かつ正確な選考を実施できるよう対応している。

【参考資料】
・学校案内パンフレット
・募集要項
・学則
・面接通知書
・面接用質問事項票

③ 課題及び今後の改善方策

入学後の学修への適性や学習意欲をより適切に把握できるよう、現在の選考方法や面接内容について継続的に検証し、必要に応じて改善を行う。また、選考基準の公平性・客観性を維持するとともに、本校が求める人材像の変化にも対応した入学者選考となるよう、選考方法の充実を図る。

評価の基準（2）

学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。

① 項目３－１－（２）の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

本校では、入学定員及び収容定員を踏まえた学生募集・入学者選考を行っており、適正な学生数の確保に努めている。入学者数の見込みについては、オープンキャンパス参加者へのアンケートや資料請求者への案内発送数等をもとに募集状況を把握するとともに、入学試験における面接等を通じて入学希望者の動向や傾向を把握し、入学者数の予測に活用している。

また、毎年度、学生数や募集状況等を踏まえて適正な収容定員について検討・分析を行い、必要に応じて学則の変更を行うなど、教育環境を維持しながら適正な学生数となるよう管理している。

【参考資料】
・募集要項
・学則
・在籍者数一覧表
・オープンキャンパスアンケート

③ 課題及び今後の改善方策

入学辞退者の多くが他大学への進学を理由としていることから、今後も他大学による早期の学生確保の動向を注視し、入学辞退の時期や理由等を分析しながら、募集活動や入学者確保の方法について検討していく必要がある。

また、入学定員の充足を図る一方で、入学後の学修への適性や意欲を踏まえた適正な選考を行うことも重要であることから、入学者の動向や入学後の状況を継続的に検証し、適正な学生数の確保と選考の質の両立を図っていく。

３－２.自主的な学習の促進に対する支援

評価の基準

学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。

① 項目３－２の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

本校では、学生が入学後の学習に円滑に移行できるよう、入学予定者に対して事前学習を実施し、入学前から基礎的な知識の習得と学習意欲の向上を図っている。入学後は、授業や資格取得に向けた学習状況を把握しながら、必要に応じて学習を支援する体制を整えている。

また、Google Classroom を活用して科目ごとに学習ページを設け、登録した学生に対して授業に関する連絡や教材の配信を行うなど、学生との継続的な学習環境を構築している。

さらに、自宅での学習が有効な科目については、PC を活用した補助教材や講義等を配信し、授業で学んだ内容の反復学習や模擬試験等に取り組めるようにすることで、学生の自主的な学習を支援している。

【参考資料】
・事前学習案内書
・クラスルームページ
・配信動画

③ 課題及び今後の改善方策
PC による学習支援については、教材や補助講義の配信が一方通行とならないよう、学生の閲覧状況や課題への取組状況、理解度等を確認しながら運用していく。
また、Google Classroom 等を活用して学生の学習状況を把握するとともに、必要に応じて個別の声かけや追加説明を行うなど、対面での指導と PC による学習支援を組み合わせ、学生が主体的かつ継続的に学習できる環境の充実を図る。

3－3.多様な学生に対する支援

評価の基準

適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。

① 項目 3－3 の自己判定
評価 2

② 現在の取り組み状況
多様な学生が安心して学習を継続できるよう、担任を中心とした相談体制を整備するとともに、必要に応じて教務・事務・カウンセラー等が連携して支援を行っている。学生からの相談については、まずクラス担任が一次的な相談窓口となり、相談内容に応じて事務局（学生課）、進路指導室、教務部長等が面談を行うなど、複数の窓口による支援体制を整えている。
また、障がいのある学生に対しては、本人の状況や希望を確認しながら、教務・事務・カウンセラー等が連携して合理的配慮を行っている。専任カウンセラーを配置するとともに、看護師 2 名による体制を整え、平日は常時 1 名の看護師が勤務することで、健康面や心身の不調に関する相談にも対応し、必要に応じて専門機関や医療機関との連携を行っている。相談内容については、チューターカードに記録し、必要な範囲で情報を共有しながら継続的な支援につなげている。
さらに、高校・大学等の既卒者を対象としたリカレントクラス・グループを設け、年齢やこれまでの学習・社会経験の違いによる疎外感を生じさせないよう学習環境の整備に努めている。

【参考資料】
・合理的配慮に関する資料
・インフォメーション
・学生相談室案内
・医務室だより
・チューターカード
・入学案内パンフレット
・ホームページ https://kasd.ac.jp/about/campusmap/

③ 課題及び今後の改善方策

障がいのある学生に対する合理的配慮については、学生一人ひとりの状況や希望を把握し、教務・事務・カウンセラー等が連携しながら、必要な支援を継続して行う。今後も、学生の状況に応じた支援内容を検討するとともに、教職員間で必要な情報を共有し、適切かつ継続的な支援につなげていく。

また、現在まで海外からの留学生の入学実績はないが、もし、留学生を受け入れる場合には、建築法規等の専門性が高く、難解な日本語を用いる科目の理解が課題となることが想定される。そのため、専門用語の理解を補うための学習支援や、必要に応じた個別のフォロー体制について検討し、多様な学生が円滑に学習できる環境の整備が必要となることが予想される。。

3－4.学生生活に関する支援

評価の基準（1）

カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。

① 項目3－4－（1）の自己判定

評価2

② 現在の取り組み状況

学生が安心して学校生活を送ることができるよう、学生相談室を設置し、週 2 回カウンセラーが在室して相談に対応している。また、平日は看護師が常駐する医務室を設置し、健康面や心身の不調に関する相談を随時受け付けている。学生からの相談については、クラス担任が一次的な相談窓口となり、相談内容や状況に応じて事務局（学生課）、進路指導室、看護師、教務部長、校長等が面談を行うなど、複数の部署・教職員が連携して対応している。

専門的な支援が必要な場合には、カウンセラー等による相談対応や、必要に応じて外部の医療機関等への接続を行っている。相談内容や対応経過については「チューターカード」に記録し、継続的な支援につなげている。

また、学内にハラスメント委員会を設置し、ハラスメントに関する相談や事案への対応を行うとともに、学生を対象としたハラスメントアンケートを毎年実施し、学内における実態の把握と相談体制の改善に努めている。

【参考資料】
・学生相談室案内
・チューターカード
・ハラスメント委員会リーフレット
・ハラスメントアンケート資料

③ 課題及び今後の改善方策

相談窓口や専門職による支援体制は整備されている。一方、自ら相談することが難しい学生や、悩みや不調を抱えながら相談につながっていない学生の状況をいかに早期に把握するかが課題である。日頃の出席状況や学習状況、学生の様子の変化等について担任や関係部署が注意深く把握し、必要に応じて声かけや面談を行うなど、早期の相談・支援につなげる取組を進めていく。

また、教職員間で必要な情報を適切に共有し、相談に至っていない学生についても継続的に見守ることができる体制の充実を図る。

評価の基準（2）

留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。

① 項目３－４－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学生の学習継続を支援するため、出席状況の管理を徹底するとともに、指導記録を整備し、担任、講師、事務局が連携して学生の状況把握と指導を行っている。学習上の困難を抱える学生に対しては、担任による個別相談や面談を実施するとともに、学習理解度の低い学生には補習授業を行い、成績不良者についても、所定の基準を満たす場合には追認試験の機会を設けるなど、学習の継続に向けた支援を行っている。

また、退学希望者に対しては、退学に至る事情を把握した上で、必要に応じて面談等を行い、学業継続の可能性について検討している。退学事由には経済的理由や健康上の理由など、やむを得ない事情によるものもあることから、経済的な困難を抱える学生に対しては、学費納入の分割相談や高等教育の修学支援新制度等の活用について案内を行っている。

さらに、学生本人への支援に加え、必要に応じて保証人とも連携しながら学生の状況を共有し、学習継続や退学防止に向けた支援を行っている。

【参考資料】
・在籍者数表
・チューターカード

③ 課題及び今後の改善方策

学習継続に困難を抱える学生の中には、自ら相談を申し出ることなく、出席状況や成績の低下等をきっかけとして初めて状況が把握されるケースもある。そのため、出席状況、成績、学生との面談等を通じて早期に学生の変化を把握し、必要な支援につなげる体制をより充実させることが重要である。

今後は、担任、講師、事務局等の情報共有をさらに密にするとともに、保証人とも必要に応じて連携し、学習面だけでなく、経済面や健康面など退学につながる要因を総合的に把握しながら、早期の相談・支援につなげることで、学生の学習継続を支援していく。

また、入学後の支援に加え、入学前の段階から学生との認識のずれを防ぐことも重要である。学校説明会や入試面接等の機会を活用し、学費等の経済的負担、健康状態、学習内容や本校の教育方針・学校生活について、より具体的かつ丁寧な説明を行い、入学希望者が本校での学習や学生生活を十分に理解した上で入学を決定できるよう、事前の情報提供をより充実させていく

評価の基準（3）

学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。

① 項目３－４－（３）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学校保健計画として独立した計画は策定していないが、健康診断の実施、保健室の設置、看護師及びカウンセラーの配置等により、学生の心身の健康管理体制を整備している。

学生の心身の健康管理のため、全学年を対象として年 1 回の健康診断を実施し、その結果を各学生に通知するとともに、再検査が必要とされた学生に対しては受診を促すなど、健康状態の把握と必要な対応を行っている。また、保健室を設置し、週 5 日看護師を配置するとともに、ベッド、担架、車いす等を備え、学生の体調不良やけが等に対応できる体制を整備している。

学生から健康面に関する相談があった場合には、必要に応じて指定病院を紹介するなど、医療機関との連携にも努めている。さらに、心身の悩みや精神的な不調等に対応するため、週２日カウンセラーを配置し、学生が相談できる体制を整えている。

【参考資料】
・健康診断案内
・学生相談室開室案内
・学校医契約書

③ 課題及び今後の改善方策

現在実施している健康診断、保健室の運営、看護師及びカウンセラーによる相談対応等の取り組みを、より組織的かつ計画的に実施するため、学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定することが課題である。

現在の健康管理体制や学生の健康状況等を踏まえて学校保健計画を整備し、健康診断後のフォローや健康相談、心身の健康に関する支援等を計画的に実施するとともに、関係教職員間の情報共有を図りながら、学生の心身の健康管理体制の充実を図る。

評価の基準（4）

学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

① 項目３－４－（４）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学生の経済的側面に対する支援として、本校独自の奨学金制度（教育ローン）を設けるとともに、日本学生支援機構の奨学金制度や高等教育の修学支援新制度等、公的機関による各種支援制度について、学生及び保護者に情報提供を行っている。

また、奨学金等の申込みに際しては、担当者が制度の内容や申請手続き等について個別に説明・相談対応を行い、学生及び保護者が必要な支援制度を適切に選択・利用できるよう支援している。さらに、経済的な事情により学費の一括納入が困難な場合には、学費の分割納入についても個別に相談を受け、状況に応じて柔軟に対応している。

【参考資料】
・募集要項
・公的奨学金説明会案内
・本校独自奨学金（教育ローン）案内

③ 課題及び今後の改善方策

経済的な事情を抱える学生が必要な支援制度を適切な時期に利用できるよう、奨学金制度や公的な支援制度等に関する情報提供を継続するとともに、学生からの相談を待つだけでなく、学費の納入状況や学生生活の状況等にも留意し、経済的な困難を抱える学生を早期に把握する必要がある。

今後も、利用可能な支援制度について最新の情報を収集し、学生及び保護者への周知を行うとともに、個別相談を通じて必要な支援につなげる体制を維持・充実させる。

また、学生が経済的な不安を抱えることなく勉学に集中できるよう、学費の分割納入等を含め、学費に関する相談については、個々の事情に配慮しながら、可能な限り柔軟に対応していく。

評価の基準（5）

学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

① 項目３－４－（５）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

常勤・専任の経験豊富な職員 3 名を配置した進路指導室を中心に、学生のキャリア形成及び就職活動を支援しており、就職活動に必要なマナー教育から企業選択、応募、面接等の就職活動全般について幅広く対応している。学生の所属学科や取得資格、就職活動の時期等に応じて指導内容を区分し、求人サイトの利用方法、自己分析、エントリーシートの添削、面接対策、ポートフォリオ作成等について個別指導を行っている。

また、年数回の就職ガイダンスを実施するとともに、建築業界の企業と連携した企業説明会や就職セミナー、卒業生による説明会等を開催し、企業の求人スケジュールに合わせて業界研究、会社説明会への参加方法、企業訪問等について説明している。さらに、月次で学生の就職内定状況を把握・確認し、その状況を学内会議で共有することで、教職員間で学生の就職活動状況を把握し、必要な支援につなげている。

建築分野に特化した専門学校として、建築業界の企業との長年にわたる信頼関係を活かした求人開拓や就職支援を行っており、令和 7 年度の正社員就職率は 99.7%となっている。また、放送大学との連携により学士号取得の機会を設けるなど、就職だけでなく、学生の希望に応じたキャリア形成を支援している。

【参考資料】

・学校案内パンフレット
・ホームページ
・進路決定一覧表
・就職ガイダンスレジュメ

③ 課題及び今後の改善方策

就職率等の就職実績だけでなく、キャリア教育及び就職支援の効果をより客観的に検証するため、今後は卒業生や就職先企業等から意見を聴取し、教育内容や就職支援に対する評価を把握することが

課題である。また、全国各地に就職した卒業生について、卒業後の状況や就職先での定着状況、離職状況等を可能な範囲で把握し、就職支援の改善に活用する。

さらに、学生が独自に就職活動を進める場合には、学校側からのアドバイスや進捗状況の把握が遅れる場合があるため、個別の就職活動状況をより早期に把握し、必要に応じて適切な支援につなげる体制を強化する。

資格取得を優先する本校の教育特性から就職ガイダンスの開催時期の設定には難しさがあるが、学生が余裕を持って就職活動を開始できるよう、資格学習との両立を考慮しながら早期からの意識付け及び情報提供を行う。

併せて、大学院等への進学を希望する学生に対しても、進学先や進学方法等に関する情報を早い段階から提供し、就職だけに限らない多様なキャリア形成を支援する。

項目４　教育実施組織・教員

４－１.教員の配置、募集、採用

評価の基準（1）

教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。

① 項目４－１－（１）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

教育課程を実施するために必要な専門性や実務経験、資格取得に向けた指導力等を備えた教員を確保するため、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会等からの提言も踏まえながら、必要な教員像や専門性を検討した上で採用を行っている。

教務部が教育課程の実施状況や今後の教育内容を踏まえて教員配置及び採用の希望を取りまとめ、実際の募集、採用手続き及び教員構成の管理については法人事務局が担当するなど、役割を分担して教員確保を行っている。

また、建築業界における人材の多様化を踏まえ、女性教員の採用も進めており、教員構成の多様化を図っている。

【参考資料】

・教員名簿

・求人票

・職業実践専門課程別紙様式４

③ 課題及び今後の改善方策

教育課程を安定的かつ継続的に実施するためには、専門性や実務経験を備えた教員を中長期的に確保していくことが課題である。特に専任教員の高齢化を踏まえ、関連業界等との連携をより積極的に行いながら、優秀な若手人材の採用及び育成を進めるとともに、専門性の高い卒業生を将来の教員候補として採用することも視野に入れる。

また、資格試験対策や実務教育、新しい教育手法等、時代の変化に対応した指導力を身に付けられるよう、教職員研修の充実を図る。さらに、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会等からの意見・提言を継続的に採り入れ、必要な専門性や教員体制を検証しながら、教育内容の充実につながる教員配置及び人材育成を進めていく。

評価の基準（2）

教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。

① 項目４－１－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

豊富な実務経験や専門性を有する者を教員として採用するとともに、常勤・非常勤を含む教員の配置状況や教員一人当たりの授業時数、担当学生数等について、教務部が把握し、適切な教員配置に努めている。また、各科目に「担当教員」とその統括を行う「科目主担」、同系統の科目を統括する「科目系主担」を配置し、その上に教務主任、学科長、教務部長を置くことで、授業内容や指導状況を組織的に確認できる体制を整えている。

さらに、毎年度当初には非常勤講師を含む全教員を対象とした研修会を実施し、学校の教育目的・目標や教育方針の共有・確認を行った上で、各教科担当に分かれて専門的な研修を実施している。これらの取組を通じて、教員の専門性及び教授力の維持・向上を図っている

【参考資料】

・全教員会議資料

・時間割表

③ 課題及び今後の改善方策

教員の高齢化を見据え、今後の教育体制を安定的に維持・発展させるため、次世代を担う若手教員の確保及び育成を進める必要がある。特に、専門的な知識・技術の継承に加え、IT スキルや新たな教育手法に柔軟に対応できる教員の育成が課題となっている。

今後は、教職員研修等を通じて、AI をはじめとする新たなデジタル技術を教育活動に適切に活用するための知識･技能の向上を図り､従来の専門教育と新たな教育手法を効果的に組み合わせることで、

より充実した教育環境の整備につなげていく。

４－２.教員の組織編成等

評価の基準（１）

学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規定等で定めていること。

① 項目４－２－（１）の自己判定
評価２

② 現在の取り組み状況
学校の教育目的及び教育課程に応じた教員組織を整備し、各科目に専門の「担当教員」を配置するとともに、その統括を行う「科目主担」を置き、さらに教務主任、学科長、教務部長を配置することで、教育活動における業務分担及び責任体制を明確にしている。また、これらの役割分担を明確にした上で運用している。
各担当者が連携しながら教育課程の実施状況を確認するとともに、毎年度、教育課程について検討・改善を行い、学生の学習状況や社会・業界の動向等を踏まえ、より効果的な教育内容・実施体制の構築に努めている。

【参考資料】
・全教員会議資料
・科目一覧表

③ 課題及び今後の改善方策
教育課程を安定的に実施し、専門分野ごとの教員組織を将来にわたって維持していくため、関連業界等との連携をより積極的に進め、専門性や実務経験を有する人材の確保に努める必要がある。
また、教員の高齢化を踏まえ、次世代の教育体制を担う若手教員の採用・育成を進めるとともに、経験豊富な教員から若手教員への専門知識・技術の継承を図り、安定した責任体制の構築につなげていく。

評価の基準（2）

教員間で連携、協力体制を構築していること。

① 項目４－２－（２）の自己判定
評価２

② 現在の取り組み状況
各科目に専門の「担当教員」と「科目主担」を配置し、科目ごとに打ち合わせを行うことで、授業内容や指導方法､学生の出席状況及び成績評価等について情報を共有し､指導方針の統一を図っている。
また、年度初めには全教員会議を開催し、教育目的・目標や年間の教育方針等について教員間で共有するとともに、必要に応じて各教員が連携して学生への指導にあたっている。
さらに、毎年度、教育課程の実施状況を踏まえて検討・改善を行い、教員間で意見を共有しながら、より効果的な教育課程の構築を目指している。

【参考資料】
・全教員会議資料
・科目打ち合わせ資料

③ 課題及び今後の改善方策
教員間の連携・協力体制をより確実なものとするため、全教員会議における協議内容や決定事項について、今後は、情報共有の記録化を進める必要がある。
また、非常勤講師が多く配置されている科目においては、授業方針や決定事項等が全担当教員に確実に伝達されるよう、科目主担等を中心とした情報共有の方法を整備し、周知を徹底することで、教員間の指導方針の統一と連携の強化を図る。

４－３.教員の資質の向上

評価の基準（1）

学校の教育活動の改善、工夫を行うＦＤ(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。また企業等と連携して組織的に行っていること。

① 項目４－３－（１）の自己判定
評価１

② 現在の取り組み状況

教育活動の改善及び教員の資質向上を図るため、教育視野の拡大や社会に対する幅広い理解力・対応力の向上を目的とした FD 研修を実施している。また、教育活動を円滑に実施するため、年度初めをはじめとして全教員会議を開催し、教育方針や学生指導等について教員間で情報共有・意見交換を行っている。これらの取組を通じて、教員間の共通認識を形成し、教育活動の改善・充実を図っている。

【参考資料】
・FD 研修資料
・全教員会議

③ 課題及び今後の改善方策

FD 研修や全教員会議を継続して実施するとともに、専任教員だけでなく非常勤講師についても可能な限り FD 研修への参加を促し、教育方針や指導上の共通認識を形成することで、教員全体の教育力の向上を図る必要がある。

また、教員の専門性や教授力のさらなる向上に向け、外部研修や研究会等への参加など、教員の自己研鑽を支援する取組を充実させる。さらに、企業や関連業界等との連携をより一層進め、実務の最新動向や社会のニーズを教員が把握し、その知見を教育活動の改善に反映できる体制の構築を目指す。

評価の基準（2）

教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。

① 項目４－３－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

教員の授業力及び指導力の向上を図るため、京専各協会をはじめとする関係団体等から提供される教員向け研修の情報を共有し、教育活動への活用が期待できる研修については参加を前向きに検討している。教員が外部の研修等を通じて最新の知識や教育方法、業界の動向等を学ぶ機会を確保し、その内容を日々の授業や学生指導に活かすことで、教育の質の向上を図っている。

【参考資料】
・研修案内
・研修資料

③ 課題及び今後の改善方策

教員の授業力及び指導力の向上に向けた研修をより計画的・組織的に実施するため、研修の企画・運営を担当する委員会や窓口を教務部内に設けるとともに、外部団体や企業等から提供される研修情報を集約するとともに、教員が積極的に研修へ参加できる体制の整備を進める。

また、授業との日程調整等により研修への参加時間を確保することが難しい状況もあるため、研修内容や実施時期等を考慮しながら参加機会を確保し、教員の専門性及び教授力の向上につなげていく。

項目５　教育環境

５－１.教育環境の整備

評価の基準

教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。

① 項目５－１－（１）の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

教育上必要となる施設・設備、機械器具等を整備し、学生が専門的な知識・技術を修得できる環境を確保している。CAD 実習室、製図実習室、測量材料実習室、図書室等の専門教育に必要な施設に加え、コンビニ、カフェテラス、休憩所等の学生生活を支える環境も整備している。

また、専門図書については、学生からの購入希望や教職員からの推薦をもとに、教育内容や学生の学習ニーズを踏まえて導入を検討している。

施設・設備については定期的な点検を行い、必要に応じてメンテナンスや修繕を実施するとともに、校内の衛生環境を維持するため、業者による清掃を毎日実施している。さらに、開校以来、教育内容や学生数等の状況に応じて校舎の増築・整備を継続的に行い、教育環境の充実と安全性の確保に努めている。

【参考資料】

・学校案内パンフレット
・ホームページ
・インフォメーション
・図書館だより
・定期点検報告書
・清掃業者契約書

・安全衛生委員会記録

③ 課題及び今後の改善方策

学生の多様な状況に対応し、すべての学生が安全かつ円滑に教育を受けられる環境を整備するため、施設・設備のさらなるバリアフリー化について検討を進める。また、施設・設備の経年劣化や教育内容の変化にも対応し、必要な改修・更新を計画的に行うことで、教育上必要な環境の維持・充実を図っていく。

評価の基準（2）

学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。

① 項目５－１－（２）の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

学生の自主的な学習を支援するため、11 号館の図書館横に自習スペースを設けているほか、2 号館及び 7 号館のカフェテラスについても放課後は自習室として開放し、学生が授業時間外にも学習できる環境を整備している。また、学生の休憩や食事のためのスペースとして、2 号館及び 7 号館にカフェテラスを設置するとともに、屋外にもベンチを設置し、学生が気軽に休憩できる環境を確保している。さらに、2 号館には購買部及びコンビニエンスストアを設置し、学生の食事や日常生活に必要な物品を購入できる環境を整えている。

【参考資料】

・学校案内パンフレット

・ホームページ

・インフォメーション

③ 課題及び今後の改善方策

卒業制作に取り組む学生が十分な作業時間を確保し、集中して制作活動を行えるよう、卒業制作に適した作業スペースの確保及び環境整備を検討する。

また、昼食時にはカフェテラスが混雑する状況があるため、利用状況を踏まえながら、利用スペースの拡充や既存施設の有効活用等を検討し、学生が快適に休憩・食事をできる環境のさらなる改善を図る。

評価の基準（3）

図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。

① 項目５－１－（３）の自己判定

評価３

② 現在の取り組み状況

図書館を設置し、建築・インテリア等の専攻分野に関する専門書を中心に約 5,655 冊を蔵書し、学生が必要に応じて閲覧できる環境を整備している。また、姉妹校である京都美術工芸大学との連携により、大学が所蔵する図書についても取り寄せて利用することが可能となっているほか、大学ネットワークを通じて法人内各校の図書情報を閲覧し、必要な図書を取り寄せて利用できる環境を整えている。

さらに、専門図書については、学生からの購入希望や教職員からの推薦をもとに、教育内容や学生の学習ニーズを踏まえて導入を検討し、蔵書の充実を図っている。

【参考資料】

・学校案内パンフレット
・ホームページ
・インフォメーション
・図書館だより

③ 課題及び今後の改善方策

専門図書の充実や法人内各校との図書連携を進めている。一方、学生による図書館の利用をさらに促進することが課題である。

今後は、授業や資格試験対策等における図書館の活用を促すとともに、学生に対しては、蔵書や他校からの図書取り寄せが可能であることを周知し、専門図書の閲覧・利用機会の増加を図る。

５－２.安全対策、防災組織

評価の基準（1）

学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

① 項目５－２－（１）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学生が安全に教育・実習を受けられる環境を確保するため、防犯及び事故防止に関する各種対策を実施している。防犯面では、警備会社（セコム）との契約による警備体制を整備するとともに、防犯カメラを設置し、校内の安全確保に努めている。

実習においては、危険を伴う実習器具について教員が操作を行うほか、学生が器具を使用する際には、操作方法や安全上の注意事項について詳細な説明を行い、事故防止を徹底している。

また、グループ校である京都伝統工芸大学校との共通備品として、キャンパス内に AED を 3 台設置し、緊急時に対応できる体制を整備している。

さらに、各種保険への加入、消防用設備等の定期点検を実施し、改善が必要な箇所については随時対応するなど、学生及び教職員の安全確保に努めている。

【参考資料】

・警備会社(セコム)との契約書
・エレベータの定期報告書
・専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険加入証
・海外旅行傷害保険保険証
・消防設備等点検結果報告書

③ 課題及び今後の改善方策

現在実施している各種の安全対策を体系的に整理し、学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定するとともに、学校全体として計画的な安全管理を行う体制の整備を進める。また、校外学習等における学生の安全確保をより確実なものとするため、担当教員を明確にするとともに、事故等の発生を想定した安全管理や緊急時の対応について教職員間で共通認識を図る。

さらに、日常の教育活動や学生の引率等における交通安全意識を高めるため、教職員への周知・啓発を継続し、安全意識の徹底を図る。

評価の基準（2）

火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。

① 項目５－２－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

火災や自然災害等の発生に備え、災害発生時の対応マニュアルを整備するとともに、定期的に消防訓練を実施し、学生及び教職員の防災意識の向上と緊急時の対応力の確保に努めている。

また、気象警報発令時における休講等の取扱いについてガイドラインを定め、気象状況に応じた対応基準を明確にしている。

さらに、安全衛生委員会を設置し、学校における安全衛生及び防災に関する事項について組織的に検討・対応する体制を整備している。

【参考資料】
・二本松学院防災・安全マニュアル
・気象警報による休講等の取扱いガイドライン

③ 課題及び今後の改善方策

二本松学院防災・安全マニュアルについて、災害発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう、内容の周知及び訓練等を通じた実効性の向上を図る。

また、気象警報等の発令時には、学生及び教職員の安全確保を最優先とし、休校等の判断を可能な限り早い段階で行うとともに、迅速かつ確実に情報を周知できる体制の整備に努める。

5－3.施設・設備等の点検、改善等

評価の基準（1）

施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。

① 項目5－3－（1）の自己判定

評価2

② 現在の取り組み状況

施設・設備について、清掃時や施設担当者による巡回などで日常的な状態確認を実施し、安全かつ良好な教育環境の維持に努めている。点検等により修繕や補修が必要と認められた箇所については、状況に応じて速やかに対応するとともに、必要なメンテナンスや設備の修繕を実施している。

【参考資料】
・点検記録報告書

③ 課題及び今後の改善方策

日常的な施設・設備の状態確認をより確実かつ体系的に行うため、日常点検チェックシートを作成し、点検項目や確認方法を明確化するとともに、点検結果を記録・共有する仕組みを整備する。

また、点検により不具合等が確認された場合には、速やかに修繕等の対応につなげることで、安全な教育環境の維持・向上を図る。

評価の基準（2）

施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。

① 項目５－３－（２）の自己判定
　評価２

② 現在の取り組み状況
施設の改築・改修及び設備の更新について、施設改修計画書を作成し、施設・設備の状況や教育環境上の必要性を踏まえて計画的に実施している。
また、施設・設備の老朽化や不具合等が確認された場合には、計画に基づき、必要な修繕・更新を行うなど、適切な教育環境の維持・整備に努めている。

【参考資料】
・施設改修計画書

③ 課題及び今後の改善方策
学生の安全確保を最優先とし、施設・設備の状況や教育環境上の必要性を踏まえながら、施設改修計画書に基づく設備の改修・更新を継続して実施する。
また、施設・設備の老朽化や不具合等にも適切に対応し、安全で良好な教育環境の維持・充実を図っていく。

項目６　教育活動の基盤と改善・向上の取組

６－１.中期事業計画と財務基盤

評価の基準（1）

当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。

① 項目６－１－（１）の自己判定
　評価２

② 現在の取り組み状況
京都建築大学校は平成３年４月の開校以来、「即戦力として社会に通用する人材の育成」を理念とし、

在学中に二級建築士やインテリアプランナー等の資格取得と、放送大学と連携して「学士号」が取得できることを大きな特徴として今日まで歩んできた。

京都建築大学校の第２期中期目標・中期計画は、令和６年度から令和１０年度までの５年間の中期目標・中期計画を令和６年３月２５日開催の理事会・評議員会において審議・了承のうえ、制定した。この中期目標・中期計画は令和７年度で２年が経過し、着実に年度計画を実施している。令和７年度中期目標・中期計画においては、在学中に一級建築士の合格者を多く輩出できるよう、一級建築士の受験に対応したコースを設け、一級建築士受験者の増加を図った。

【参考資料】
・京都建築大学校事業に関する中期的な計画等(令和６年度～令和１０年度)
・令和５年度第５回理事会議事録
・令和５年度第４回評議員会議事録
・教育課程編成委員会議事録
・学校関係者評価委員会議事録

③ 課題及び今後の改善方策

最新の建設業界で求められる技術に対応できる人材を育成するため、BIM ソフト等の新たな技術に対応した教育環境の整備が課題となっており、対応可能な PC の導入をはじめとする設備投資を計画的に進めていく。また、姉妹校である京都美術工芸大学及び京都伝統工芸大学校との連携をさらに深め、各校の専門性や教育資源を活用した幅広い教育を行うことで、教育内容の充実を図っていく。さらに、文部科学大臣認可の職業実践専門課程である建築科及び建築学科においては、企業・団体等の関係機関と連携して構成する教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見・提言を教育活動に反映し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための教育課程の改善を継続的に行うことで、職業教育の質の保証と向上を図っていく。

評価の基準（２）

当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。

① 項目６－１－（２）の自己判定
評価３

② 現在の取り組み状況

学生に対する教育研究活動の安定的運営や学びやすい環境づくりのためには、その裏付けとなる財政の健全性が求められるが、１８歳人口の減少という厳しい社会環境の中で財政の健全性の維持・充実のために、法人が設置する三校の学生数の確保を最重要視している。学生のためのより良質な教育内容の提供、教育施設や関連施設の維持強化、さらには、納付金収入以外の収入である、寄附金・補

助金・資産運用収入の増収を図っている。特に公益法人として資金の安全性を最優先した積極的な資金運用に取り組んでいる。

また、直近の令和７年度決算においては、基本金組入前当年度収支差額が、法人全体で約１１億６千万円の収入超過となっており、設置する三校においても収入超過となっている。貸借対照表関連の財務比率においても概ね良好な比率となっている。

平成２７年度から、私立大学法人の経営状態を１４段階に区分して、財政の健全性を把握する日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、経営状態が最も良好なＡ1から最も不良なＤ3の内、本学院は、令和元年度以降最上位のＡ1となっている（A1に位置する法人は、全国５７１大学法人の内、３４法人（６%）となっている)。

前受金保有率は、全国平均（医歯系除く）が３７７%に対して本法人は６９３%となっており、非常に良好な状態となっている。また、運用資産余裕比率においても、全国平均（医歯系除く）が２年に対して本法人は４．９８年となっており、非常に良好な状態となっている。また、最も概括的な重要指標とされている純資産構成比率についても、全国平均（医歯系除く）が８８%に対して本法人は９３%となっている。

【参考資料】
・令和７年度 計算関係書類及び財産目録
・令和７年度 私立学校振興助成法施行規則第２条に規定する提出書類
・令和７年度 事業報告書

③ 課題及び今後の改善方策

より中長期的な財務基盤の安定のため、長期的に安定した学生数を確保するために、学生のためのより良質な教育内容の提供を行うための教員のＦＤ教育や継続的な教育施設やインフラ設備の取り換え更新等を行っていきたい。

また、特定公益増進法人や受配者指定のほか、税額控除対象法人を目指し、寄附金収入増を図り、多様な金融商品を研究・検討して、公益法人として資金の安全性を最優先して、さらに資金運用収入の増収を図りたい。さらに、事務の合理化による人件費見直しや節電等の身近な経費節減を継続的に実施し、支出の抑制に努めたい。

令和６年度及び令和７年度の財務比率について、教育研究（管理）経費比率や事業活動収支差額比率、経常収支差額比率は専修学校部門の全国平均に比し良好な状況にあるが、納付金収入や資産運用収入以外の収入である補助金や寄付金に関する比率が全国平均を下回っていることから、経費支出が補助金対象とならないかなど問題意識を持ち、補助金の積極的な獲得や寄付をした企業や個人が現在よりも税制上の優遇措置を受けることのできる環境づくりに努めたい。

６－２.学校運営

評価の基準

学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。

① 項目６－２の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

学校法人二本松学院 管理運営規程、組織規程及び事務分掌規程に基づき、学校運営に必要な組織体制を整備している。また、年度ごとに組織図を作成し、教育活動及び学校運営に必要な人員配置を行っている。

学校法人二本松学院 事務分掌規程に基づき、各部署の役割及び責任を明確にした上で学校運営を行っている。また、教務部及び事務局を中心とした運営会議を毎月開催し、教育課程の運営や学生対応、学校運営上の課題等について情報共有及び協議を行い、組織的な学校運営に努めている。

【参考資料】

・各会議議事録

③ 課題及び今後の改善方策

現在は実態に即した運営会議を開催し学校運営を行っているが、規程と実際の運営方法に一部相違があることから、組織運営の実態に即した規程の見直し及び整理が課題である。今後は、会議体の役割や責任体制を改めて整理し、規程との整合性を図ることで、より実効性の高い学校運営体制の構築を目指す。

６－３.学校評価の実施と改善活動

評価の基準（１）

学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。

① 項目６－３－（１）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

京都府建築士会やインテリアプランナー協会等の専門団体から講師を招聘し、実務や業界の動向を踏まえた教育を実施している。また、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会を年 2 回開催し、企業・業界関係者等の外部委員から教育内容や学校運営等について意見を聴取している。これらの意見や提言を教育課程や教育活動の改善・充実に活用し、社会や業界のニーズを踏まえた学校運営に努めている。

【参考資料】

・教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会議事録
・学校案内パンフレット（教員紹介ページ）
・職業実践専門課程別紙様式 4

③ 課題及び今後の改善方策

各年毎に業界からのニーズ、また新入生の要望は変化する。その変化への適切な対応を、今後も各委員会などと相談のうえ行っていく。

評価の基準（2）

教育課程編成委員会を年２回以上開催していること。

① 項目６－３－（２）の自己判定

評価 3

② 現在の取り組み状況

・教育課程編成委員会を年 2 回開催している。

【参考資料】

・教育課程編成委員会議事録

③ 課題及び今後の改善方策

教育課程編成委員会は年 2 回開催し、外部委員からの意見を教育活動に反映しているが、限られた会議時間の中では議論が十分に深められない場合がある。今後は、事前に協議事項や資料を整理・共有するとともに、専攻ごとの課題や業界動向についてより具体的な意見交換を行い、教育課程の改善につなげていく。

評価の基準（3）

学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。

① 項目６－３－（３）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

京都建築大学校自己点検・評価委員会規程及び京都建築大学校自己点検・評価実施要項に基づき、自己点検・自己評価実施委員会を設置し、定期的に会議を開催して学校運営や教育活動等について自己点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた改善に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果及び改善状況については、自己評価報告書として取りまとめ、ホームページで公表している。

また、教育の質保証及び継続的な教育活動の改善・向上を図るため、令和 8 年度から第三者評価を実施する予定としている。

【参考資料】

・京都建築自己点検・評価委員会規程
・京都建築大学校自己点検・評価実施要項
・自己点検評価書
・ホームページ　https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/#section_kengaku

③ 課題及び今後の改善方策

今後は、自己点検・自己評価及び学校関係者評価に加え、第三者評価の結果も踏まえながら、客観的な視点による学校運営及び教育活動の改善を推進していくことが課題である。また、評価結果を公表するだけでなく、その改善状況についても継続的に検証・公表し、教育の質保証及び情報公開の充実に努めていく。

評価の基準（4）

学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。

① 項目６－３－（４）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

自己点検・自己評価及び学校関係者評価で挙げられた意見や課題については、教務部及び関係部署

において改善に向けた検討を行い、対応可能な事項から順次改善に取り組んでいる。また、改善状況については翌年度の自己点検・自己評価や学校関係者評価委員会において報告・確認を行っている。

【参考資料】
・学校関係者評価委員会議事録
・自己点検・自己評価実施委員会

③ 課題及び今後の改善方策
自己点検・自己評価及び学校関係者評価で挙げられた課題については改善に取り組んでいるが、改善事項を一覧化し、進捗状況を継続的に管理・検証する仕組みは十分とはいえない。今後は、改善計画の策定や進捗管理を組織的に行う体制を整備し、学校評価の結果を学校運営及び教育活動の改善へより効果的に反映できるよう取り組んでいく。

６－４.社会からの理解と情報の公表

評価の基準（１）

当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。

① 項目６－４－（１）の自己判定
評価２

② 現在の取り組み状況
学校関係者評価報告書、自己点検・評価報告書及び職業実践専門課程に関する公表資料について、学校ホームページを通じて公開し、学校運営や教育活動等に関する情報を広く公表している。また、卒業制作等の学修成果や各学科における教育活動、ゼミ活動等についても、ホームページやSNSを活用して積極的に発信し、教育内容や学校の特色、学生の学習成果等を社会に広く周知している。

【参考資料】
・ホームページ　https://www.kyobi.ac.jp/nihonmatsu/#section_kengaku
https://kasd.ac.jp/cource/shugyouzisseki/
https://kasd.ac.jp/

・学校案内パンフレット
・SNS

③ 課題及び今後の改善方策

ホームページと SNS の連携をさらに強化し、それぞれの媒体の特性を活かした情報発信を行うことで、教育活動や学生の学修成果、学校の特色等をより効果的に発信していくことが課題である。今後は、掲載内容や発信時期等を工夫し、相互に誘導できる仕組みを整えることで、学校の魅力や教育成果をより広く社会に周知していく。

評価の基準（2）

教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

① 項目６－４－（２）の自己判定

評価２

② 現在の取り組み状況

二級建築士、インテリアプランナー、インテリア設計士試験等の試験会場として施設を業界団体等に提供するなど、関連団体との連携を図っている。また、地域社会への貢献として、献血会場や地域ボランティア団体の活動場所として施設を提供するとともに、学生も地域のボランティア活動に参加している。

このように、施設の地域開放や学生の地域活動への参加を通じて、業界団体や地域社会との交流・連携を図り、本校の教育活動や学生の活動について理解を得る機会の創出に努めている。

【参考資料】

・施設借用依頼書

③ 課題及び今後の改善方策

今後も業界団体や地域団体の活動に積極的に協力するとともに、施設の提供や学生の地域活動への参加等を通じて、学校と業界団体、学生と地域社会との交流・連携をさらに深め、相互に良好な関係を築いていく。また、こうした活動を通じて、本校の教育活動や学生の取り組みに対する業界・地域社会からの理解をさらに促進していく。